

「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果

【パブリックコメント実施概要】

募集期間	令和2年1月6日（月）から2月4日（火）まで
資料閲覧方法	役場ほか公共施設12か所及び町内私立幼稚園・保育所等9か所に設置、町ホームページに掲載
応募方法	持参、郵送、ファックス又は町ホームページの意見フォームからの送付
提出意見件数	80件（15人・1団体） 《内訳》ファックス 5件（1人）、意見フォーム 75件（14人・1団体）
担当課	教育委員会事務局教育こども部子育て支援課

【頂いた御意見とそれに対する町の考え方】

意見番号	提出者番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
1	①	<58ページ> 第5章の3 重点施策3 健やかな体の育成に向けた取組	<p>健やかな体の育成に向けた取り組みは、学力向上と同等に重要と思っておりますが、新規取組もなく、内容も至って当たり前の事しかなく、真剣に考えていただけているのか疑問です。町営プールは財政上厳しいのはわかりますので、水無瀬川や淀川河川敷等水辺の整備や山を利用したアクティビティなど、元々ある島本町らしい場所をより価値を高めながら体作りに役立たせる施策を考えていただけたらと希望します。</p> <p>水無瀬川はみなさんプールがわりに使われています。小さな子も利用しやすいきれいなトイレや簡易の着替え場所、川におりやすい階段、遊べるエリアの拡大、上流での排水管理などで十分価値が高まると思っています。</p>	<p>《都市整備課》</p> <p>水無瀬川河川敷（東大寺公園）につきましては、夏場は、水遊びなどお子様をはじめ様々な年齢層の方々に親しまれ、御利用いただいております。現在、当該公園内に仮設トイレを常設し、皆様に御利用いただいている状況となっております。また、河川管理者である府が、老朽化に伴う護岸の改修工事を今後予定している旨を聞き及んでおり、階段の設置については、改修に併せて設置していただけるよう府へ要望し、現在、設置に向けて検討していただいている状況です。</p> <p>今後におきましても、河川管理者である府と連携を図り、取り組んでまいります。</p>
2	①	<59ページ> 第5章の4 重点施策1 (2) つどいの広場事業の推進	<p>つどいの広場事業の推進について。なかよしらんど等のことと理解しての意見です。</p> <p>利用者の増加を目指すということですが、5年ほど前ですでに参加者が多すぎて参加しづらいつと感じていました。（あまりにもうるさくて疲れる、感染症のリスクが心配）場所も辺鄙なところだったり、多くは時間が決まっているのも利用しにくかったです。</p> <p>アンケートで参加されていない方も多くいるようですし、子育てを支えていただけたら場所や内容を検討をしたほうが良いと思います。幼児には外遊びを取り入れるとか（たまにある園庭解放程度では不十分）、ふれセンのプレイルームやケリヤホールももっと活用できませんか。乳児であれば子供主体ではなく親に向けたイベントでも良いと思います。</p> <p>子供がいると予定があいづらひので「常時」あることはとても意義があります。長岡京駅前のバンビオ1Fにあるようなゆったりとした自由なスペースをふれセンのロビーに作れないものではないのでしょうか。</p>	<p>《子育て支援課》</p> <p>子育て家庭が集える場として、阪急水無瀬駅近くにある「ぱんだのいえ」と山崎方面に山崎保育園地域子育て支援センターを設置しております。そこでは、各種子育て支援事業を実施するとともに、一部、時間帯の設定はあるものの、自由に集まり、他の家庭とのコミュニケーションや、必要に応じて保育士からのアドバイスなどを得られるスペースを設けております。また、各保育所・幼稚園における園庭開放のほか、地域ボランティアの手作りによる子育てサロンなど、常設ではありませんが、親子のコミュニケーションその他子育て家庭との情報交換の場を設けております。現時点で、限りある中での公共スペースの確保等といった諸課題があり、直ちに場の増設や施設の拡充は難しいと考えておりますが、引き続き取り組むべき事項と位置付け、検討を進めてまいります。</p>
3	②	<1ページ> 第1章 1 計画策定の趣旨	<p>冒頭、平成28年6月児童福祉法改正により、子どもが保護の対象から権利の主体へと法の理念が大きく変わったことが明記されています。児童虐待の予防・対応に社会的関心が高まりましたが、児童虐待に限らず、育児、保育、教育全般において、子どもが権利の主体であることが理解されることが重要と考えます。</p> <p>保護者、保育士、教諭、住民等に広く理解される具体的なかつ継続的な取り組みを本計画のどこかに重点施策として位置付けていただきたいです。</p>	<p>《子育て支援課》</p> <p>計画の冒頭に記載する「計画策定の趣旨」を含め、計画中の様々な事項につきましては、特に第6章を設け、様々な媒体を活用して住民の皆様に広く周知することや、認定こども園等の各施設、地域その他関係機関等との連携や協議について言及しており、計画を実効性のあるものとして進めていくものです。</p>
4	②	<7ページ> 第2章の1（2） ② 就労の動向	<p>平成27年における女性の年齢階層別就業率につき、20歳代後半から30歳代前半までは国や府よりも高い割合となっているにもかかわらず、35歳～39歳で全国よりも低くなっています。いわゆるM字カーブの谷が島本町は深くなっています。残念なことです。個人の選択、希望によるものであればよいのですが、果たしてどうでしょう。理由の分析はできていますか。</p> <p>35歳～39歳は、男女問わず経験も実績も体力もあり、充実した仕事ができる年代。保育施設の不備、不足による待機児童問題など島本町の施策事情によって、働きたくても働けない女性が町内に増えているとすれば、それは大きく見れば社会的な損失であり、単に個人々の希望や生き方の選択にとどまらない社会的課題といえるのではないのでしょうか。</p>	<p>《子育て支援課》</p> <p>本データの典拠資料である国勢調査におきましては、就業していない理由に関することは調査項目には含まれていないため、当該理由の詳細につきましては、不明であります。また、町では、当該理由に関する独自の調査を実施していないため、当該理由に関する分析は、行っておりません。</p>

意見番号	提出者番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
5	②	<23ページ> 第2章の3(2) ⑤ 育児休業や仕事と家庭の両立について(就学前児童)	育児休業の取得状況の向上と社会潮流への対応につき、今後は「母親の育児休業の取得」だけではなく、「父親の取得」についても調査し、現状の把握と推移をみていく必要があると考えます。前回調査に比べて、子どもが生まれたとき働いていなかったという母親が減っており、今後の減少傾向も予測されるなか、育児休暇は母親という固定観念が通用しない家庭が増えてくるとも思われ、男性の就労と育児の在り方を継続的に注視していくことが重要かと思えます。	《子育て支援課》 育児休業の取得状況につきましては、父親に関するものも、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査において同様に調査しております。また、母親に関するもののみを計画に掲載しますと、「育児休業は母親が取得するもの」という誤った認識を住民の皆様の間に広めてしまうことにつながるおそれもあります。このため、父親に関する育児休業の取得状況につきましても、本計画に併載するよう改めます。
6	②	<27ページ> 第2章の4(1) 1 保育サービスの充実化	各保育所等の整備計画は、「島本町保育基盤整備加速化方針」を参照とありますが、本来、本計画に記載すべきものではないかと考えます。そもそも「島本町保育基盤整備加速化方針」は「方針」、「計画」ではありません。にもかかわらず、これをめざすべき方向性として固定化していることを危惧します。「支援事業計画」よりも「加速化方針」が優先されることがないよう、保育の需要と供給、整備計画について、子ども・子育て会議において慎重に審議、本計画において明記していただきたい。	《子育て支援課》 「保育基盤整備加速化方針」は、保育所の待機児童及び第四保育所の耐震対応の早期解消を図り、今後の保育の需要量も踏まえて策定した方針であり、現在、この方針に基づき各施設・事業所の整備を進めていることから、より大局的な視点から記載すべき上位計画である本計画においても整合を図っております。 子ども・子育て会議につきましては、行政の適正かつ適切な執行に資するよう、町子ども・子育て施策のうち当該機関の所掌事務に該当するものであって、当該機関における審議を要すると認めるものに関しましては、これまでと同様、当該機関に対し意見を求め、その意見も踏まえながら、慎重に事務事業を進めてまいります。
7	②	<27ページ> 第2章の4(1) 1 保育サービスの充実化	JR島本駅西地区の開発に係る保育需要は、その開発なかで供給されることが理想的であり、そうあるべきという議論があります。また、新第四保育所、あるいは第二幼稚園跡地の認定こども園等が、0歳児～2歳児の需要に応える年齢別定員数を設定するのであれば、第四保育所跡地に保育所もしくは認定こども園がさらに必要なのか、疑問に思うところもあります。保育需要の推計の見直しが必須と考えます。	《子育て支援課》 「保育基盤整備加速化方針」は、待機児童及び第四保育所の耐震対応の早期解消を図り、JR島本駅西地区における人口増も含め、今後の保育の需要量を踏まえながら策定した方針です。また、地区内における一定規模以上の保育施設の立地についても、土地区画整理準備組合と協議を行っているところです。今後の保育需要の推移について、適切なインフラ整備となるよう適宜注視し、必要に応じて調整を図ってまいります。
8	②	<27ページ> 第2章の4(1) 1 保育サービスの充実化	需要を見込んで学童保育室を整備されたことを評価する半面、第二学童保育室棟は送電線の下、第四学童保育室においては保育基準を鑑みた教室面積になっていないという残念な結果になっていると思います。設計のプロセスで保育・建築それぞれに専門性のある者の意見を聴取し、現場の声を活かすための情報開示が不足していたからではないでしょうか。また、起こりうる事態を予測し、計画性をもって時間に余裕をもって取り組むことが、職員の精神的な負担を軽減することを忘れないでいただきたいと思えます。	《子育て支援課》 第二学童保育室及び第四学童保育室の整備に当たりましては、立地場所その他一定の条件及び制約がある中、関係法令に定める基準に適合させることはもちろんのこと、現場の職員とも必要の都度調整を図り、その意見も参考にしながら進めてまいりました。 施設の整備につきましては、その必要度を慎重に見定めた上で、できる限り計画的なものとなるよう、その時々状況を総合的に踏まえながら検討し、適切に判断してまいります。
9	②	<27ページ> 第2章の4(1) 1 保育サービスの充実化	病児・病後児保育の広域連携について、「島本町病児・病後児保育利用料助成金」を設け、利用者負担の軽減を図られたことは評価できますが、島本町域内での整備が望まれるところです。具体的に検討されていますか。検討されているのであれば記載するのが望ましいと思えます。	《子育て支援課》 現在主に利用される病児保育施設は大山崎町に設置されており、先般、あくまで当該自治体の住民の利用を優先との取扱いに変更されたことから、町内への整備が望まれるところであると理解しております。しかしながら、整備に当たっては、補助制度上、町としても財政支出を伴うものでございます。今後、町での病児・病後児保育施設の整備に係る課題などを整理し、実現可能性の有無や導入の手法などの検討を進めてまいります。
10	②	<27ページ> 第2章の4(1) 1 保育サービスの充実化	「保育サービスの充実化」は「保育サービスの充実」とするほうがよいと思えます。他との整合性。	《子育て支援課》 「保育サービスの充実」に記述を改めます。
11	②	<30ページ> 第2章の4(2) 4 小児医療の充実	大阪府及び関係機関が連携を図り、小児科医確保の環境整備等、小児救急医療体制の確保に努めました、と書かれていますが、もう少し具体的に、課題も含めて記載していただきたいです。	《いきいき健康課》 小児医療の体制につきましては、医療機関をはじめとした関係機関が連携しながら、小児救急医療、入院医療、外来医療及び在宅医療を行うための環境整備に努めております。その中で、小児救急医療体制につきましては、町をはじめ、高槻市、茨木市及び摂津市の3市1町で、高槻島本夜間休日応急診療所を広域的に運営しているところです。 したがって、記述を「大阪府や関係機関等が連携を図り、小児医療の医療体制を整備するとともに、高槻市をはじめとした近隣市で夜間休日応急診療所を広域的に運営し、小児救急医療体制の維持に努めました。」に改めます。

意見番号	提出者番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
12	②	<32ページ> 第2章の4(5) 1 安心して子どもを育てることができる環境づくり	未耐震である町立第四保育所のふれあいセンターへの移動について検討を進めた、という記述があります。あくまでも暫定的、緊急的な措置、大阪北部地震を受けて新園舎の整備までの措置であることを明記しておく必要があると思います。	《子育て支援課》 前後の記述内容との均衡を考慮し、記述を「同じく未耐震である町立第四保育所のふれあいセンターへの移動について検討を進めました。」から「同じく未耐震である町立第四保育所をふれあいセンターに一時移転しました。」に改めます。
13	②	<32ページ> 第2章の4(5) 1 安心して子どもを育てることができる環境づくり	平成27年から低床化バスの導入が100%となり、平成30年に導入台数全てをノンステップバスにすることで、更なるバリアフリー化を推進しました、とありますが、具体的に何を指すのか、わかりかねました。幼稚園の送迎バスと思われるが。	《子育て支援課》 御指摘の箇所の記述内容は、町内の路線バスに関するものであります。文意を明確にするため、文頭に「町内の路線バスについて、」を加えるよう記述を改めます。
14	②	<32ページ> 第2章の4(5) 1 安心して子どもを育てることができる環境づくり	ふれあいセンターでの喫煙について (重要) 公共施設における禁煙の徹底が求められるなか、保育施設の移動先となったふれあいセンターで、いまなお喫煙コーナーが設けられているのは問題です。移動日の11月1日をもって喫煙コーナーを廃止するべきではなかったか、と考えます。すみやかな対応を求めます。 なお、WHO(世界保健機関)は、喫煙シーンのある映画やドラマが未成年が喫煙のきっかけになっていると発表し、タバコを吸うシーンが含まれる映画を成人向けにするよう各国政府に勧告しています。喫煙コーナーの継続はこの点においても問題があります。	《総務・債権管理課》 ふれあいセンターは複合施設であり、改正健康増進法上は第二種施設に該当するため、原則として屋内禁煙となります。今後とも法令に従って対応してまいります。
15	②	<33ページ> 第2章の4(6) 1 児童虐待防止対策の充実	スクールソーシャルワーカーとコミュニティソーシャルワーカーとの連携はとれていますか。「家庭」が抱えている複数の課題が子どもに影響している可能性が高く、課題解決には両者の連携が必須です。義務教育終了後のフォローという点でも連携が要になると思います。両者の連携についての記述を求めます。	《教育推進課》《子育て支援課》 教育センター連絡会でのネットワークの下、事務局を介したスクールソーシャルワーカーとコミュニティソーシャルワーカーとの連携をはじめ、専門家等の外部人材の活用によるチーム支援の観点を踏まえ、児童・生徒を取り巻く環境の改善に向けて取り組んでおります。本文中の「専門家との連携」には上記の趣旨も含んでいることから、加筆については、見送らせていただきます。
16	②	<36ページ> 第2章の5 (2)母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進	長期欠席児童については、必ずしも登校を目的とせず、将来的な社会参加を可能にすることを目標に、子どもの「今」に向き合うことが大事と考えます。課題として、居場所(=人=理解者)の必要性を認識し、本計画に入れておくのがよいと思います。	《教育推進課》 不登校児童・生徒の状況や背景が多様かつ複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、適応指導教室及び民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるようにしてまいります。
17	②	<37ページ> 第2章の5 (6)要保護児童への対応などきめ細やかな取組の促進	支援学級と療育支援 教育委員会事務局に幼児教育・保育の指導主事を置くことで得られる効果のなかに、幼児教育・保育と小学校の連携による就学前相談事業の充実があると思います。早期の配置をめぐっていただきたいと思います。	《子育て支援課》 幼児教育・保育に係る幼稚園教諭や保育士を事務局に配置し、施設職員に対する指導・助言を担わせることにつきましては、人材育成、現場における課題への対応強化等の面で様々な効果が見込まれますことから、考えられる方策の一つであると認識しております。しかしながら、幼稚園及び保育所の運営に必要な職員数の状況や保育人材の確保が困難である現状を踏まえ、現時点で直ちにこれを行うことは困難であると考えております。
18	②	<63ページ> 第5章の5 重点施策2 子どもの交通安全の確保	ニーズ調査の自由記述から 家族で学べる自転車安全安心教室(イベント型・実践型)を町内の他の催しに積極的に取り入れていただきたい。自由意見を拝見すると、交通に関する不安、苦情、希望が少なくありません。なかでも特に気になるのが自転車走行に関するものです。車道を逆行する自転車が後を絶たず、女性、特に子育て世代の女性に多い印象です。「自転車は車両」と徹底されようとしていますが、道路わき走行ラインの確保はままなりません。歩道を走る際のマナーや注意喚起も必要です。	《都市整備課》 町としましても、自転車の安全運転に対するマナー向上は重要であると認識しており、交通ルール厳守の徹底や交通マナーの向上等を目的に、主に小学生、中学生を対象に、交通管理者である高槻警察署と連携を図りながら、定期的に交通安全教室を実施しております。 また、一般の方々への自転車の安全運転の啓発といたしましては、春と秋の全国交通安全に先駆け、運転者安全講習会の際、高槻警察署から自転車マナーに関する御講話を頂いております。 現時点では、家族を含む子育て世代の女性を対象とした交通安全教室は実施しておりませんが、今後も引き続き、自転車マナーの強化に向け、取り組んでまいります。

意見番号	提出者番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
19	②	<その他>	PTAの実態調査が必要と感じています。PTAの存在意義が高まっている一方、担い手が不足し、保護者の負担感が増しています。子どもの最善の利益を考える活動をめざして、その趣旨に沿う活動を重視し、負担感を軽減する見直しが求められていると思います。	<p>《生涯学習課》</p> <p>PTAは、一般的に保護者と教職員からなる社会教育関係団体であり、任意加入の団体とされています。社会教育法により、「地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。」とされていますため、同法に抵触するようなことはできませんが、同法により、「助言を与えることができる。」とされていますため、このような御意見があることをお伝えしたり、一緒に検討したりすることは、可能であると考えております。</p>
20	③	<p>&lt;45ページ&gt; 第4章の3 ① 教育・保育の量の見込と提供体制</p>	<p>第四保育所は駐車場に建設予定がされていますが、土地が狭く、運動場が十分とれないと思われる。また、目の前が車の多い道路で、非常に危険です。元の第四保育所の土地にそのまま立替え、病児・病後児保育もできる施設も作る事を検討してください。広さは充分だと思えます。</p> <p>どうしても駐車場に作るということであれば、第四保育所の跡地の処分については急がないで十分検討を尽くしてください。町民の貴重な財産です。</p> <p>加速化方針では、民間保育所を招致することになっていますが、駅西の開発について、その地で必要になる保育需要については駅西の開発計画の中で計画することにすれば、当面の保育需要は充足すると思われる。第四保育所跡地に慌てて民間保育所を呼び込む必要はないものと考えます。</p>	<p>《子育て支援課》</p> <p>未耐震で、建設から40年余りが経過していた第四保育所の旧施設につきましては、運営しながら耐震補強工事を行うことが困難であったため、仮施設に一時移転した上で耐震対応を講ずる必要がありました。そして、児童の安全面及び負担面を考慮し、仮施設に移る時期及び新築施設に再度移る時期をできる限り早くすることができる方法を総合的に検討しました結果、ふれあいセンターへの一時移転と役場前駐車場への移転新築による方法という結論に至りました。</p> <p>民間認定こども園を第四保育所跡地に整備するに当たって、当該跡地の取扱いなどにつきまして、現在、庁内で慎重に検討を進めているところであります。</p> <p>なお、町立での病児・病後児保育施設の設置につきましては、No.21を御参照ください。</p>
21	③	<p>&lt;48ページ&gt; 第4章の4 ⑥ 病児保育事業</p>	<p>大山崎町の病児保育施設を使えるようになったことは、大きな前進でしたが、伝染性の病気が流行ったときには、島本町民ははみ出し、利用できない事態も起こることと思われます。町独自の病児・病後児保育施設が必要です。安定的に運営されるためにも町立施設での設置をお願いします。</p>	<p>《子育て支援課》</p> <p>子育て世帯の方々にとって、病児・病後児保育施設は町内にあることが望ましいということにつきましては、十分に理解いたします。しかしながら、病児・病後児保育施設につきましては、通常の保育施設における保育に関するノウハウに加えて医療に関するノウハウを持った人材を必要とすること及び現在の町の財政状況を踏まえると、町立で新たに当該施設を設置し、運営することは、極めて難しいと考えます。なお、民間事業者が病児・病後児保育施設を整備し、運営する方法を採った場合につきましても、町から補助金として整備費及び運営費の一部を支出する必要が生じます。町立の場合と同様に、町の財政状況など課題を整理し、実現可能性の有無や導入の手法などの検討を進めてまいります。</p>
22	③	<p>&lt;54ページ&gt; 第5章の2 重点施策2 (1) 望まない受動喫煙の防止の推進</p>	<p>いま、第四保育所が保育を行っているふれあいセンターのタバコの自動販売機を撤去してください。ふれあいセンターでの喫煙は禁止にしてください。</p>	<p>《総務・債権管理課》</p> <p>ふれあいセンターは複合施設であり、改正健康増進法上は第二種施設に該当するため、原則として屋内禁煙となります。今後とも法令に従って対応してまいります。</p> <p>なお、たばこの自動販売機はございません。</p>
23	④	<p>&lt;68ページ&gt; 第5章の6 重点施策4 (6) 相談・療育支援体制の充実</p>	<p>障害のある児童にたいしての支援策は教育こども部と健康福祉部に管轄がまたがっています。保護者はいろんな窓口で子供の相談を行う必要があり、大変な苦勞をしています。教育こども部と健康福祉部との間で、一元的に障害のある児童の相談を行える体制を構築することを明記してください。</p>	<p>《いきいき健康課》</p> <p>就学前の発達に課題のある児童や障害のある児童につきましては、健康福祉部が中心となり、関係機関と連携の下、相談支援を行っており、就学に際しては、教育センターの教育・発達相談や教育推進課の就学相談につなげるなど、相談支援の経過を踏まえた継続的な支援を行っているところであります。</p> <p>《教育推進課》</p> <p>障害のある幼児・児童・生徒に対するライフステージに応じた連続性のある縦の連携支援に加えて、教育と保健、医療、福祉等の連携体制として、教育センター連絡会を定期的に開催し、早期からの切れ目のない支援体制の構築に努めております。</p>

意見番号	提出者番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
24	④	<51ページ> 第5章の1 重点施策1 教育・保育環境の整備	「重点施策1 教育・保育環境の整備」に島本町で少人数学級を行えるよう、教員の独自の増員を行うことを明記してください。特に支援学級の生徒を含めて46人の学級編成が一部の小学校で行われるなど、支援学級と通常学級の生徒がともに活動することが困難な状況が生じています。支援学級の児童・生徒が通常学級に加わる場合、その児童・生徒を含んだ人数を40人の学級編成の基準になるよう最低限でも教員の独自増員を島本町が行うように明記してください。そして小学校2年生までの35人学級について、実施学年を拡大させるためにも少人数学級の実現を本計画に盛り込んでください。	<p>《教育総務課》</p> <p>令和元年度から、小学校6学年で支援学級在籍児童を含めた児童数が1学級で40人を超える場合、町単費で非常勤講師を配置することにより、少人数の学級編成を行っています。支援学級在籍児童生徒を含めた人数を学級編成の基準とすること及び35人学級の実施学年の拡大につきましては、講師確保の問題や町の財政状況等の課題があります。今後も引き続き、国や府に対しては、町村長会等を通じて同内容について要望いたします。</p>
25	④	<58ページ> 第5章の3 重点施策3 (4) 部活動における外部指導者の活用	「部活動における外部指導者の活用」に部活動の休養日の確保を加えてください。過剰な部活動が社会問題になり、文科省でもスポーツ庁と文化庁が策定した「部活動ガイドライン」を遵守するよう各教育委員会に求めています。「部活動ガイドライン」を遵守し、部活動の休養日の確保を確実に行うよう本計画に盛り込んでください。	<p>《教育推進課》</p> <p>部活動における外部指導者につきましては、働き方改革の観点からも、部活動の適切な運営を進めるに当たり、部活動顧問の指示の下、専門的な指導を行うこととされており、当然ながら「部活動の在り方に関する方針（部活動ガイドライン）」を遵守することが求められております。このため、「部活動において」の次に「国が策定した「部活動の在り方に関する方針（部活動ガイドライン）」を遵守しつつ」を加えるよう記述を改めます。</p>
26	④	<55ページ> 第5章の2 重点施策4 (4) 不登校児童生徒支援の充実	「不登校児童生徒支援の充実で、不登校などの対応が「未然防止・早期発見・早期対応」など学校内での予防対応に偏っています。2017年（3月）に出された、文部科学省の「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について」（通知）の方針では、フリースクールなど学校以外の場に通う児童・生徒への支援と、その場の運営を行っている団体との連携・協力を行うことを求めています。その内容を明記してください。	<p>《教育推進課》</p> <p>教育センター（適応指導教室）及びフリースクール等と連携し、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援を推進し、教育の機会の確保を図るよう努めてまいります。</p>
27	④	<51ページ> 第5章の1 重点施策1 (6) 多様な主体の参入促進	「多様な主体の参入促進」と書いていますが、2020年1月31日に指定障害児通所支援事業者である株式会社プレスクリエイトが「人員基準を満たさず運営」したことにより、大阪府から指定を取り消されました。プレスクリエイトは島本の江川で「児童発達支援・放課後等デイサービス アミィ〜」を運営していましたが、指定取り消しにより突然閉鎖され、利用者の保護者・児童に大きな影響を与えています。悪質な民間企業が保育や放課後デイサービスに安易に参入している現状に危機感を覚えています。質の確保や監査についてしっかり大阪府と連携することを明記してください。	<p>《子育て支援課》</p> <p>町では、保育所の認可につきまして、府から権限移譲を受けております。したがって、児童福祉法や保育所保育指針、大阪府児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等、国、府及び町が定める基準が守られているかについて町が監督権限を持ち、必要に応じて、勧告、閉鎖命令などの指導を行うこととされておりますため、これまで町として厳格に検査等を行っているところです。また、認定こども園は府に認可権限があるため、町内に整備されれば、町及び府において緊密に連携し、保育内容の維持及び向上を図ってまいります。以上の事を踏まえ、記述を「町の支援・指導体制を強化します。」から「、府とも緊密に連携して町の支援・指導体制を強化します。」に改めます。</p>
28	⑤	<59ページ> 第5章の4 重点施策1 (2) つどいの広場事業の推進	パンダの家を利用しているが、来る人数に対して部屋が狭すぎる。多い時は、子どもが自由に遊べないほどで、安心して見ていられない。これから、もっと子育て世代が増えたと見越すなら、パンダの家以外にも、施設を増やしてほしい。町長にも、パンダの家を訪問して、実態を把握してほしい。	<p>《子育て支援課》</p> <p>現時点で、直ちにつどいの広場の増設や施設の拡充は難しいと考えておりますが、同じ子育て家庭の集いの場として、山崎保育園地域子育て支援センターを設置しており、各歳児の発達に応じた遊びの提供のほか、母親サークルの活動スペースの提供などを行っております。また、地域ボランティアの手作りによる子育てサロンなど、常設ではありませんが、親子のコミュニケーションその他子育て家庭との情報交換の場を設けておりますので、御利用いただきたいと思っております。</p>
29	⑤	<52ページ> 第5章の1 重点施策3 (1) 子どもの居場所づくり	児童公園の数をもっと増やしてほしい。緑地公園規模の公園をあと何個か作れないか？駅西の田んぼの後に高層マンションを作るよりも、子どもが伸び伸び遊べる大きな公園がほしい。小さい子どもを持つ親は、子どもの遊び場を探すのに苦労している。魅力的な公園があれば、町外からもたくさん親子連れは来る。財政的に苦しいなら、民間に委託してほしい。行政でやるより、スピード感を持ってやってくれると思う。	<p>《都市整備課》</p> <p>公園を町が新たに新設することにつきましては、現在の土地活用や用地買収、財政面等から総合的に判断し、困難であると認識しております。なお、今後の公園の在り方につきましては、開発事業などの新設をはじめ、様々な年齢層に応じた地域特性を生かした整備が必要であると認識しており、御利用される皆様に親しんでいただけるような公園整備を目指してまいります。</p>

意見番号	提出者番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
30	⑤	<62ページ> 第5章の5 重点施策 (6) 公園等の良好な維持管理	公園の遊具が、時代にそぐわないものが多いので、交換してほしい。 私の家の近所にある公園の遊具は、私が子どもだった時から、遊具が変わっていない。たぶん、40年前から同じ。どれも、今の遊具に比べたら、小さい子どもが遊ぶには危なっかしい。町内の公園の遊具を見渡すと、同じような感じ。	《都市整備課》 町が管理する公園の遊具を安全に御利用していただけるよう、専門技術者による点検や補修等を定期的実施しております。今後も引き続き適正な管理に努めてまいります。
31	⑤	<36ページ> 第2章の5 (1) 地域における子育て支援サービスの充実	待機児童が一気に増えたことについて 島本行政は、待機児童が増えた原因は何だと考えているのか？ ここ10年間で一気にマンションや戸建て建設を容認してきたからではないか？ 私は、町内に住む人々の暮らしを一番に守るためには、行政が人口をある程度制限しないと、保たれないと考える。 そもそも町内には幼稚園があったのに、閉鎖され、時間が経って人口増になると、幼稚園が足りなくなる。そして、また建てる。今後、また人口減になれば、閉鎖するのか？同じことの繰り返しをしていくのか？ 幼稚園と同様、小学校が足りない事態が出てくると思うが、そこまで行政は、人口が増えたらどうなるかを考えてきたのか？	《教育総務課》 小中学校は義務教育であり、今後も受入れを必ず行ってまいります。なお、直近では、平成29年度に第四小学校の増築を行っております。 《子育て支援課》 町立幼稚園につきましては、保育ニーズの増加の影響などもあり、年々入園希望者が減少している傾向にあります。平成29年度当初において、2園合わせた定員414人に対し園児数が176人と、1園の定員内での受入れが可能な人数となったため、第二幼稚園を平成30年度末で閉園いたしました。 なお、今後、町内に民間の幼保連携型認定こども園を整備する予定であり、幼稚園部分の定員も一定設けられることから、町内外の私立幼稚園（新制度未移行園）を含めると、町における幼稚園ニーズに対する受皿は、十分に満たしているものと認識しております。
32	⑤	<43ページ> 第4章の1 (1) 本計画期間における人口推計について	もう一度言うと、人口は行政で制限すべきである。 そうしないと、上記のような事態に職員が奔走して疲弊してしまい、いつも提供されていた住民への施策やサービスが回らなくなってしまう。 私は、人口を調整して、島本町の良さ（自然豊かな、のどかな町）を行政が努力して保ってくれれば、それが住みやすさの付加価値となり、たとえ住民税が増えても問題ないと思う。	《政策企画課》 町としましては、今後も一定の人口規模を維持し、子どもや生産年齢人口の増加を図ることで、人口減少をより緩やかなものとし、進行する高齢化への対応も含め、持続可能な形で住民サービスを提供し続けることが、住民の暮らしや地域の活力を維持するために必要であると認識しており、そのために必要な対策を適切に講じてまいります。
33	⑤	<51ページ> 第5章の1 重点施策1 (3) 小・中学校の施設・設備の充実	三小の耐震化の遅れについて そもそも、A棟の耐震化が必須だといつ担当者は気がついていたのか？ そこから、仮校舎の建設がスタートする今まで、どれくらいの時間がかかってしまったのか？なぜ、そんなに時間がかかったのかを内部で検証したのか？ちゃんと、明らかにしてほしい。	《教育総務課》 第三小学校の耐震化につきましては、平成21年度に耐震診断を行った結果、補強等の必要性があることが分かりました。平成26年度に基本構想の策定、平成27年度にパブリックコメントを行い、A棟は建て替え、B・C棟は耐震補強を行うこととし、平成28年度に実施設計、平成29年度にB・C棟の耐震補強を行いました。平成30年度、令和元年度と、A棟建て替えに向け、各種申請や仮設校舎の設置を行い、令和3年度中に新A棟、B・C棟の一体的な運営を目指して事業を進めております。
34	⑥	<62・63ページ> 第5章の5 重点施策1 (4) 防犯環境の推進 (6) 公園等の良好な維持管理 (9) 妊産婦や子どもに優しい環境の醸成	こども110番の家や公園またふれあいセンター等の公共施設における安全・安心な子どもの生活環境の整備として、禁煙化を推進して欲しいと思います。	《総務・債権管理課》 ふれあいセンターは複合施設であり、改正健康増進法上は第二種施設に該当するため、原則として屋内禁煙となります。今後とも法令に従って対応してまいります。 《都市整備課》 公園内につきましては、現時点では禁煙にはなっておりませんが、今後、近隣自治体の動向を踏まえ、対応策を検討してまいります。 《生涯学習課》 こども110番の家は、その多くは、個人宅など民間の方の御協力であるため、禁煙については、考えておりません。
35	⑦	<71ページ> 資料編	7番の用語集しか載っていません。委員の名簿がない。議事録の公表もないままパブリックコメントを募集するのは、おかしいのではないのでしょうか？	《子育て支援課》 子ども・子育て会議の委員名簿や開催状況などにつきましては、計画冊子の完成時に巻末資料として添付する予定です。また、議事録については今後速やかに作成したいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

意見番号	提出者番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
36	⑦	<52ページ> 第5章の1 重点施策2 就学前の教育・保育内容の充実	保育所を増やすことだけでなく、高槻市などで行っているような毎日利用できる屋内の子ども支援センターが欲しい。就学前の母子が毎日午前中だけでも過ごせる場があれば、ワンオペで孤立する母子のサポートにつながる。ワンオペが辛くて就業を望む母親が多いことを考慮して欲しい。 今のところ、島本町での就学前児童対象のイベントは月一回の親子参加しかなく、人間関係を作るのも難しい。イベントではなく毎日自由に遊べる場が欲しい。	《子育て支援課》 民間保育園の運営によるつどいの広場や地域子育て支援センターを常設しており、イベントのほか自由に御利用いただき、他の家庭との情報交換や専任の保育士によるアドバイスなどを受けられる場を設けております。また、各保育所・幼稚園において定期的に園庭開放などを実施しておりますので、子育て家庭同士のコミュニケーションの場としても活用していただきたいと思いますと考えております。
37	⑦	<67ページ> 第5章の6 重点施策4 (4) 学童保育室における障害のある児童の受入体制の充実	専門職員室というのはいないのが現状。障害のある児童を担当するのは主に嘱託職員ではなく臨時職員だが、大阪府の職員研修を優先的に受けることができるのは嘱託職員となっている。また、学童保育指導員は教員免許がなくても採用が可能になった。 その結果、新規の募集は免許を必要としない低い給料だけの枠になっており、今後も益々免許や経験を持たない指導員が増えると思われる。 専門的な研修が指導員全員にはたしてなされているのか、疑問です。	《子育て支援課》 学童保育室の指導員等に対する研修につきましては、指導員等の自己啓発及びOJT（職場内訓練）を補完する役割として位置付け、指導員等の専門的な知識及び技能の習得及び向上の契機とすることを目的に実施しています。研修は、その内容等により特定の指導員等のみを対象とするものもありますが、この場合にも、希望者がいれば、できる限り受講することができるよう、機会の確保に努めております。 また、近年、保育士資格、教員免許等を有する方の確保が難しくなっているため、町におきましても、平成30年度から、当該資格等を有さない方を指導補助員又は支援員として採用することとしました。まずは有資格者の採用に努めているところでありますが、資格を有さない方を採用した場合であっても、自己啓発の促進並びにOJT及び研修の実施による人材育成に取り組むことにより、保育サービスの維持及び向上を図ってまいります。
38	⑧	<37ページ> 第2章の5 (5)子ども等の安心と安全の確保	耐震化計画（タイムスケジュール）と、とりわけ3小耐震工事に伴う児童に対する安全確保についてなんらか言及がほしい。	《教育総務課》 「基本目標5 安全で安心して子育てができる環境の整備」として包括して記載しており、耐震等に係るスケジュールや安全確保策の詳細につきましては、個別事業ごとの実施計画・方針において定めることとして考えております。
39	⑧	<45ページ> 第4章の3 ① 教育・保育の量の見込みと提供体制 <51ページ> 第5章の1 重点施策1 (1) 保育基盤の拡充	「計画」と謳う以上は緊急的措置であるふれあいセンターの保育室の期限を明記すべきである。	《子育て支援課》 ふれあいセンターにおける保育は、第四保育所の移転新築が完了するまでの緊急対応と考えており、当該移転新築は、令和3年度当初の開設に向け、現時点で遅滞なく事務を進めているところです。本計画は、子ども・子育て支援に関わり、大局的かつ全町的な保育需要量・提供量のほか、子育て支援施策を網羅することを目的としており、個別具体的な手段、手法等については別途定めるものとして考えておりますことから、本計画では、保育体制の大枠について言及し、施設整備等については、記載のとおり「保育基盤整備加速化方針」に定めた上で進める予定であります。
40	⑧	<51ページ> 第5章の1 重点施策1 教育・保育環境の整備 (2) 幼稚園教諭・保育士等の確保	子ども人口を推計し、施設の充足状況も計算しているのなら保育士と学童指導員の採用計画について人数の目標があるべきではないか。もちろん島本町の保育士配置基準の維持を前提とした数字になる。	《子育て支援課》 保育所における保育士の配置につきましては、保育士配置基準を基に必要な人数を決定しており、児童の歳児や受入人数によって、保育士の必要数は、変動いたします。このため、受入児童数等が決まっていない段階で採用人数の目標を立てることは、困難であります。 学童保育室指導員につきましても、同様の考えとなります。
41	⑧	<46ページ> 第4章の4 ② 放課後児童健全育成事業（学童保育室）	学童保育については今後は地域によって需要に差がある。とりわけ3小校区が激増する可能性があり、全体として満たされているという結論ではなく、小学校ごとの増加予想と設備、人員の増強の計画を出すべきである。	《子育て支援課》 学童保育室は、各小学校内に設置（校舎内に併設又は専用棟を建設）しており、御指摘のとおり、入室児童数は、当該小学校の在籍児童数と連動するものです。小学校に関しては、これまで、児童数の増加を適宜注視しながら、必要に応じて整備等の対応を進めており、今後同様に、小学校及び学童保育室で一体的にニーズを見極め、適切に対応してまいります。

意見番号	提出者番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
42	⑧	<55ページ> 第5章の2 重点施策3 (3) 小・中学校における食育の推進	食育の推進について小中学校においては給食での地産地消の推進（町内産はもちろん、大山崎産や高槻産も含めて）を含めてほしい。その際、フードドライブやフードロスについても学ぶ機会が欲しい。 食育は食べるだけでなくその背後には生産、供給があるので（廃棄もある）、島本の農地を生かした体験授業なども計画にいらしてほしい。	《教育総務課》 食育につきましては、学校とも連携し、取り組んでまいります。
43	⑧	<58ページ> 第5章の3 重点施策2 (4) 人権教育の推進	人権教育についてはLGBTやジェンダーギャップなどひと昔前にはなじみのなかった概念が増えている。そういったことを学習の中に盛り込むとともに、そろそろ中学校の女子の制服のスカートを見直すことも検討してはどうか。	《教育推進課》 町内の各学校におきましては、性の多様性について認め合う児童・生徒の育成のため、人権教育の一つとしてLGBT／性的マイノリティ等、当事者から学ぶ学習や研修を実施しております。 中学校の制服につきましても、性別にかかわらず、生徒が自由に制服を選ぶことができるようにしております。
44	⑧	<60ページ> 第5章の4 重点施策3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実	ワークライフバランスについて 小中学校の教師の長時間労働が非常に問題になっている。島本町の教職員の実態を知らないが、もしもそれなりの労働量であるならばワークライフバランスの掛け声だけではなく作業改善の取り組みや、残業の目標値などを設定し、PDCAサイクルにのせるべきだ。	《教育総務課》 町における教職員の時間外勤務の削減に向けた取組としましては、平成29年度から全校一斉退校日及び部活動休養日の設定、平成30年度から留守番電話の設置、令和元年度から夏季休業期間中の学校閉庁日の設定等を行っております。
45	⑧	<57ページ> 第5章の3 重点施策1 確かな学力向上等に向けた取組	小中学生には勉強しなければならないことがたくさんあって申し訳ないが、地球規模の気候変動によって文明の持続可能性が問われるようになってきた。まさに今の若い人が将来直面する問題です。環境教育の推進は入れてほしいと思う。	《教育推進課》 地球温暖化やエネルギーに関する諸問題について、未来の担い手である児童・生徒が、環境教育を通して考え、行動できるよう、探求的に学習していくことが大切であると考えます。豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができますよう、環境教育の推進にも力を入れてまいります。
46	⑨	<その他>	私たちは年度ごとで役員が入れ替わる会ではありますが、毎年、学童保育にまつわる環境等について要望書を提出しております。本年も前年より継続して、高学年保育の実施と、延長保育の開始時間を遅らせていただきたいということを要望しております。そちらへの回答については、検討する、という例年通りの回答をいただいております。 12月の担当職員との懇談の際には、現在の延長保育の成り立ちと仕組みについて改めて教えていただき、大変勉強になる機会となりました。その際の担当職員の回答では、「こういった説明はなにも今回初めてしたわけではなく、8年前の懇談会でも行っている」ということでしたが、前述のとおり、役員は一年ごとに入れ替わっており、保護者としての認識不足であったと反省し、保護者としても共有できるものは共有することで、職員の手を煩わせることなく前知識として勉強しなければならないと感じた次第です。 子ども子育て会議で議論された後の募集ということもあり、このパブリックコメント提出の際には、そちらの議事録を読んだうえで提出したいと思っておりましたが、本日確認したところ、昨年2月の会議で議事録の更新が止まっています。これでは、現在の委員の認識や行政の認識が測り兼ね、適切な情報提供の上でのコメントとならず、かえって職員の手間を増やすこととなります。日中働いている身ですと会議の傍聴もままならず、行政からの情報の後追いかから始めることとなりますが、情報が上がっていない状態では、適切に情報を取捨することができません。まずは、今後5年の子育ての計画に先立ち、積極的に迅速に適切に情報を提供していただけることを強く要望します。保育所関連で手一杯というのは承知しておりますが、島本町の子育ては保育所だけではありません。優先順位をつけるというのは最終決断としては必要ですが、情報提供の際のその姿勢は隠蔽ととられることもあります。まずは速やかに議事録を上げていただきたいと思っております。	《子育て支援課》 大変お忙しい中、保護者の方々の代表として、お時間を割いて、要望書の作成や担当課との調整及び懇談の場の設定などについて御尽力いただき、ありがとうございます。役員の皆様のご協力により、保護者の方々の思いが町に伝わり、また、町（学童保育室）の現在の状況に関するお知らせが円滑にできているものと考えております。今後も引き続き、緊密な連携、意見交換などをよろしくお願いいたします。 議事録につきましては、御指摘のとおり作成が遅れており、大変申し訳ございません。速やかに公表できるよう事務を進めておりますので、今しばらくお待ちください。



意見 番号	提出者 番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
47	⑨	<p>&lt;52ページ&gt; 第5章の1 重点施策3 放課後の居 場所の充実</p>	<p>今回の計画では、重点施策に放課後の居場所の充実が記載されています(52ページ)。これは、要望書にも書きました、延長保育時間の繰り下げと高学年の学童保育の実施とまさに重なる施策であり、重点施策と議論していただけることに、大変感謝いたします。</p> <p>要望書では、先の子育て世帯へのアンケートで多数の回答があった、町外勤務、18時台の帰宅時間という結果を踏まえ、現在の実情に合わせた運営について、要望いたしました。回答では指導員の勤務体制の在り方、保育料、延長保育量の見直しが必須であり、保育利用資格の厳格化なども含め総合的に検討していくという回答でした。懇談ではより詳しく、保育所との時間差の理由、指導員勤務体制についてもご説明いただきました。その際には指導員の資格についても言及がありました。学童保育室の充実には、数的内容的充実が含まれているように見受けられますが、学童保育室指導員の質の維持向上も欠かせないと感じます。充実した学童保育の根幹を支える指導員についても、しっかりと技術を高められるような講習などを定期的に展開していただきたいです。</p> <p>また、高学年保育の難しさというのが現場からの声として上がっているということ、再三、お話されておりました。あるいは、学童保育で過ごすことが果たして子供の幸せとなるのか、ということも仰っていました。子供の意思はもちろんですが、まずは安心して預けられる場所がある、という選択ができないまま、家庭によっては仕事を辞めたり、勤務時間を変更する保護者もいます。第四保育所の移転の際には、子どもの幸せよりも安心安全が優先されていたと感じます。自分の意見をきちんと言えるような成長のある高学年といっても、まだ、小学生です。子どもの幸せと安心安全を都度天秤にかけようような議論ではなく、子育て環境の充実という観点からの計画であってほしいと思います。学童保育という形での提供が困難であるならば、懇談の際にもお話したような、子どもの居場所づくりとして公共施設や人的資源を最大限活用し、共働き世帯に限らず、だれもが安心して過ごせる空間を作っていただきたいと思います。</p> <p>常日頃、子どもを見ていただいている保護者としては、指導員の方の職場環境悪化や過重労働と引き換えにして求めているものではありません。いずれの計画についても、現場指導員の方と、利用保護者、高学年保護者の意見を聞いて、計画策定をしてください。</p>	<p>《子育て支援課》</p> <p>学童保育指導員の資質の向上に当たりましては、これまで、府が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」に、毎年度、各学童保育室の運営状況などを踏まえて、計画的に職員を派遣しております。当該研修の内容としましては、1日につき1時間半の講義を4時限、計4日間にわたり、学童保育室の目的・制度内容、子どもの発達理解、障害のある子どもの育成支援、保護者・学校・地域との連携、安全対策など、指導員として必要な項目を網羅した講習となっています。また、町におきましても、学童保育室指導員からの希望を踏まえ、毎年度、外部講師を招いた研修会を開催しております。</p> <p>学童保育室における受入学年の拡充に関しましては、児童の年齢が上がるに従って個々の活動を尊重するとともに、自立性を育成していかなければならないこと、また、学童保育室以外の居場所の選択肢が広がることなど、3年生までの対応とは分けて考える必要があるものと認識しております。また、これまで長く3年生までを対象としていたものを平成29年度から4年生にまで拡充しましたが、小学校の在籍児童数に対する4年生の学童保育室の利用率は、3年生までのそれに比べて低い傾向にあります。したがって、受入学年の拡充に当たりましては、高学年に関する実際の保育ニーズ及び放課後の生活の在り方について今後も注視しながら検討を進める必要があるものと考えます。</p>
48	⑩	<p>&lt;7ページ&gt; 第2章の1(2) ② 就労の動向</p>	<p>女性の就労「M字型雇用」が全国・府平均より後年にずれている要因は分析されているのでしょうか</p> <p>保育所は入れ就労していても、小学校に進学後に就業の中断、退職する傾向があるのか、または晩婚化、高齢出産が多いのか。高齢出産が多いのであればハイリスクの対応が求められるのではと考えます。</p>	<p>《子育て支援課》</p> <p>本データの典拠資料である国勢調査からは、御指摘の事象に係る要因を知り得ることができません。また、町では、当該要因に関する独自の調査を実施していないため、当該要因に関する分析は、行っておりません。</p> <p>《いきいき健康課》</p> <p>町では、40歳以上の初産婦の方をハイリスク妊婦として、電話や訪問等により妊娠前から支援を行っております。平成30年度におきましては、妊娠届出数218人のうち3人の方に支援を行いました。</p>
49	⑩	<p>&lt;14ページ&gt; 第2章の2(2) ⑤ 一時預かり事業</p>	<p>〇一時預り事業在園児童対象型以外実績と同時に依頼を断った件数も注視すべきです。待機児童のフォローで定員が埋まり、私的利用が抑制されていないか？</p>	<p>《子育て支援課》</p> <p>山崎保育園の一時預かりにつきましては、過去、就労要件の利用に関し私的利用に先行して受付を行っておりましたが、当該事業の趣旨に鑑み、同一の条件により受付を行うよう改められております。保育所の待機児童については、「保育基盤整備加速化方針」に基づき着実に受入体制の整備を進め、一時預かりの本来の機能である、あくまで一時的な利用希望の充足を図ってまいります。</p>

意見番号	提出者番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
50	⑩	<14ページ> 第2章の2(2) ⑤ 一時預かり事業	支援を必要とする児童の一時預かりは可能になっているのでしょうか？ 町内に障害児通園施設がない、地域支援センターのショートステイは成人向けです。 3歳児の就労していない家庭にたいして相談支援だけでなくもっと子どもが通い遊びを通じて発達できる場、居場所や親子通園の場所の保障を。	<p>《子育て支援課》</p> <p>山崎保育園の一時預かりにつきましては、児童の支援を必要とする内容や程度によって御利用いただけるかどうか、詳しくは、当該園にお問合せ願います。</p> <p>なお、町では現在、幼児教室におきまして、発達に心配や不安のある子ども（未就園児）とその保護者を対象に、遊びを通じて、より良い親子関係を構築していくための支援を実施しております。</p> <p>《福祉推進課》</p> <p>地域福祉支援センター島本の短期入所（ショートステイ）につきましては、対象者に障害児も含まれています。</p> <p>町内には3か所の児童発達支援事業所がありますが、障害児の通所療育のほか、地域の障害児や家族への相談及び関係機関への援助、助言等を行う「児童発達支援センター」について、厚生労働省は、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所整備することとしております。このため、町では、第1期障害児福祉計画において、令和2年度末までに設置することを目標としております。</p>
51	⑩	<65・66ページ> 第5章の6 重点施策1 ひとり親家庭の自立支援 重点施策2 子育ての経済的負担の軽減	学童保育室の保育料や延長保育料で他市との比較検討を一近年、近隣市との比較で島本町の利用料が高いのでは、との声を聞いています。	<p>《子育て支援課》</p> <p>学童保育室保育料等の額につきましては、事業経費に対する利用者の負担割合の在り方などを踏まえながら、適時、その適正な設定に努めてまいります。</p> <p>なお、町の学童保育室保育料につきましては、その中におやつ代相当分を含んでおり（他市では、保育料とは別に実費徴収するところが多い）、かつ、所得階層に応じた額の設定（7区分）をしているため、他市との単純比較が難しい点について、御理解賜りたいと存じます。</p>
52	⑩	<20ページ> 第2章の3(2) ③ 放課後の過ごし方について（小学生）	○放課後児童健全育成事業も過密化により、児童の個人の棚やロッカーの確保が困難で、個別性、プライバシーの配慮を欠く場面がある。	<p>《子育て支援課》</p> <p>児童用の収納棚につきましては、各学童保育室とも必要数分を確保しております。また、職員用のロッカーにつきましては、必要度及びスペースの理由から、完備はしておりません。ただし、着替え等を要する場合には、プライバシーに配慮するため、外から遮蔽できる空き教室を一時的に借りるなど、各学童保育室の状況に応じて柔軟に対応しております。</p>
53	⑩	<52ページ> 第5章の1 重点施策2 (1) 認定こども園、幼稚園及び保育所を対象とした研修の充実 <その他>	職員体制、職員確保 ○保育、学童保育職員の資質向上や、資格取得の支援 （資格取得、教諭資格の更新への時間的、費用面での支援） ○中堅ベテランと新人や無資格者との差はどうしてもある。 新人向け、中堅職員向けと最低年2回は実施してほしい。 ○有資格者の確保が困難な昨今、保育所、幼稚園、学童保育室に名実とも事務職員をおくべきではないか。	<p>《子育て支援課》</p> <p>公務外における職員の資格取得等に対する支援につきましては、福利厚生の実施に寄与するものと認められるものの、町の財政状況を踏まえ、その実施は極めて困難であると考えます。</p> <p>町立保育所等におきましては、新規採用職員及び資格を有さない職員向けの研修については、既に実施しております。経験年数に応じた職員研修は現在のところ実施していませんが、施設からのニーズ等を踏まえながら、必要に応じ検討してまいります。</p> <p>施設の人員体制につきましては、引き続き、適正かつ適切な配置に努めてまいります。</p>
54	⑩	<53ページ> 第5章の2 重点施策1 (1) 子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センター 認定こども園新設の動向にもよるが、今後、保育所の過密化解消、児童数減少期も見据え、3歳児の支援教育枠の大幅拡充や支援保育枠の町の上乗せ事業、および感覚統合や言語聴覚士などの専門職を増員・常駐配置で相談や療育指導ができるような体制を。小規模、民間保育園巡回など可能なネットワークを	<p>《いきいき健康課》</p> <p>子育て世代包括支援センターの必須業務として、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産や子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言及び保健指導を行うこと、支援プランを策定すること並びに保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うことがあり、保育所等を含めた関係機関との連携を強化し、妊娠・出産や子育てに関する包括的な相談支援に対応してまいります。</p>

意見番号	提出者番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
55	⑩	<65・66ページ> 第5章の6 重点施策1 ひとり親家庭の自立支援 重点施策2 子育ての経済的負担の軽減	○重点施策1、2のスペースに、ひとり親家庭の医療費助成は掲載されているが、ひとり親家庭福祉金や就学援助も明記すべき。こどもの国保証の短期・資格証は発行しない配慮、なども。	<p>《福祉推進課》 御意見を踏まえ、第5章の6重点施策1に、ひとり親家庭等児童福祉金に関する項目を追加するよう記述を改めます。</p> <p>《教育総務課》 御意見を踏まえ、第5章の6重点施策2に、就学援助に関する項目を追加するよう記述を改めます。</p>
56	⑩	<65・66ページ> 第5章の6 重点施策1 ひとり親家庭の自立支援 重点施策2 子育ての経済的負担の軽減	こどもの貧困対策を叫ぶなら、制度を関係者に周知すべき。他の計画からもこれらは外されているため、議員や教員でも制度を知らない人が増えている。計画を通じて関係者に周知すべきです。	《子育て支援課》 第6章において記載のとおり、計画の推進に向けて認定こども園等の各児童福祉施設や、学校、地域その他関係機関等との連携・協議を進める予定であり、その中で、児童への教育・保育に関わる担い手に対する情報提供や共有を図ってまいります。
57	⑩	<52ページ> 第5章の1 重点施策3 (1) 子どもの居場所づくり	<p>島本町のこどもの居場所は激減している 図書館、広域化で駐車場無料のため、上牧エリアからの利用、就学前人口の増大、に反し、プールの廃止、水無瀬川河川敷バーベキューの禁止など。生涯学習団体や少年野球などに入っていないとのびのび遊べる公園が少なすぎる。 第四保育所仮移転期間が終了したあと、改修した保育室をそのまま生かす、来年度民間委託がされる地域包括支援センター室の跡を、3歳児の支援、小学校高学年の児童館などにかしてほしい。</p>	<p>《都市整備課》 公園を町が新たに新設することにつきましては、現在の土地活用や用地買収、財政面等から総合的に判断し、困難であると認識しております。なお、今後の公園の在り方につきましては、開発事業などの新設をはじめ、様々な年齢層に応じた地域特性を生かした整備が必要であると認識しており、御利用される皆様に親しんでいただけるような公園整備を目指してまいります。</p> <p>《子育て支援課》 現在のところ、ふれあいセンター内の第四保育所が新施設に移転した後における保育室等につきましては、速やかに原状回復する予定であります。また、地域包括支援センターの事務室の跡を保育施設、児童館等に転用する予定はありません。</p>
58	⑩	<54ページ> 第5章の2 重点施策2 (1) 望まない受動喫煙の防止の推進	望まない受動喫煙防止—島本町は女性議員が多いと聞きますが、受動喫煙について町政も議会もびっくりするほど鈍感です。	《いきいき健康課》 これまでの取組として、未成年者の喫煙・受動喫煙防止対策（小中学校における教育や保健だより等による啓発）、妊婦の喫煙・受動喫煙防止対策（妊娠届出時におけるマタニティキーホルダーの配布、広報誌等によるマタニティマークの周知並びに妊婦及びその家族に対する禁煙指導）、その他、世界禁煙デーに合わせて、望まない受動喫煙防止に対する周知等を行ってまいりました。引き続き、改正健康増進法や大阪府子どもの受動喫煙防止条例に基づき、望まない受動喫煙防止に向けた周知、啓発等に取り組んでまいります。
59	⑩	<69ページ> 第6章の2 (3) 広域調整や府との連携	<p>○掲載がない 追記を 島本町のこどもの対象として、「施設内分教室」（情緒障害短期治療施設）の児童、府立支援学校の児童にも視野を向けてください。これら老朽化教室の耐震化は大阪府の管轄だと思います。 たとえば 六十九ページの広域調整や府との連携、のところに加筆するなど検討してほしい分教室や支援学校の耐震化推進、なども触れてください。</p>	《子育て支援課》 本計画は、町が所管する子ども・子育て支援に関する事務事業について定めるものであるため、府が所管するものについて定めることは、本計画の趣旨とは異なるものと考えます。ただし、府の管轄に属する施設等の中には、御指摘のとおり、町に居住する児童との関わりを深く有する所もあります。このため、御指摘のような事項につきましては、府内自治体と連携を図りながら、町村長会等を通じて、府に対し要望を行ってまいるように努めます。

意見番号	提出者番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
60	⑪	<p>&lt;45ページ&gt; 第4章の3 ① 教育・保育の量の見込みと提供体制 &lt;46ページ&gt; 第4章の4 ② 放課後児童健全育成事業（学童保育室） &lt;51・52ページ&gt; 第5章 1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実</p>	<p>・過密化の現況、その解消 「第4章 量の見込みと提供体制」では、主に教育現場、保育現場の需要数と供給数に関して書かれていますが、過密状況やその解消について記述されていません。第5章の1、「質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実」といった項目においても過密化に関する記述は見つかりません。 過密化は保育所だけでなく、学童保育室においても起きている問題です。設備上や体制として、需要を満たしていると言えるかもしれませんが、現状は過密保育であると感じます。一部の学童室、クラスでは、特に1学期や夏休みなど30人を超える登室になる日も多くあります。1クラスで30人を超えると子どもたちは落ち着いて過ごすことが難しくなります。指導員の増員や質の向上では対応には限界があります。 こういった過密化の問題に関して、保育所や幼稚園はどういった状況なのでしょう。加速化方針の元となる緊急事態宣言の中でも、過密化を認識し問題と上げていることから、保育所、幼稚園、学童保育室といった現場の過密化の現状を踏まえ、それらをどう解消していくのか、ぜひ計画に入れてもらいたいです。</p>	<p>《子育て支援課》 保育所では、総認可定員を超えて利用希望者が増えてきたことへの対応として、以前から、法定基準の範囲内で、施設の認可定員を超えて弾力的に希望者を受け入れる運用方法を探ってきました。しかしながら、この認可定員を超えての弾力的運用では、増加する利用希望者の全てを受け入れることが次第に難しくなってきました。また、弾力的運用により、町立保育所では入所率が140%近くとなり、過密化の課題も深刻化してきました。このため、平成27年度に、新たな民間保育所として高浜学園を整備したことを皮切りに、平成30年には改めて「保育基盤整備加速化方針」を策定した上、今も継続的に保育施設・事業所の整備を進め、保育の受皿の確保とともに、過密化の解消にも努めているところであります。 学童保育室につきましては、保育所と異なり、定員の範囲内で受入れを行っておりますので、現状、過密状態にあるという認識はございません。また、条例では、1支援（クラス）を構成する児童の数（利用見込数）は「おおむね40人以下」となっており、その児童を少なくとも2人の職員で看ることとなっておりますことから、適正な運営を行っているものと認識しております。なお、多人数の児童が利用する日における支援の方法につきましては、指導員等において、引き続き研鑽及び実践に取り組んでいくよう努めてまいります。 町立幼稚園につきましては、入園児童数が年々減少傾向にあり、令和元年5月1日現在では、定員207人（4歳児102人、5歳児105人）に対し、入園児数は、156人（4歳児66人、5歳児90人）となっております。</p>
61	⑪	<p>&lt;51ページ&gt; 第5章の1 重点施策1 (5) 保・幼・小・中一貫教育の推進</p>	<p>・幼稚園、保育所と学童保育室、学童保育室と学校の十分な連携 「第5章 施策の展開」の中で「保・幼・小・中一貫教育の推進」という項目があります。その中で「円滑な接続」「指導の一貫性」といったことが上げられています。これらの実現のためには、各施設間の連携が不可欠です。 学童保育室と幼稚園、保育所は現状、年度末に必要な情報の伝達がある程度で、指導の一貫性といったことまでは実現に至っていません。学童保育室の指導員、幼稚園や保育所の保育士と一緒に研修を受ける機会もあります。例えば、そういった際に、講師の話聞いて終わるのではなく、必要な情報の共有や交流をすることもできると思います。 また、学童保育室と小学校は物理的な距離は近いものの、時間的な制約があり、なかなか十分な連携が取れていません。学童保育室が持っている情報と小学校が持っている情報は互いに非常に価値のあるものです。定期的に情報を共有できるシステムがあれば望ましいと思います。</p>	<p>《子育て支援課》 御指摘の項目は、就学前から義務教育までの全期間における「教育」の一貫性及び系統性を図ることについて述べたものであるため、学童保育室につきましては、本項目中には位置付けをしております。 しかしながら、御指摘のとおり、学童保育室に関しましても、日々の運営の中で児童に適切な支援を行っていくためには、幼稚園及び保育所からの円滑な接続並びに当該施設における保育方法との一貫性の保持並びに小学校との情報共有等の連携を一定必要とし、特に小学校とは、児童が同じ時期に所属する施設同士であることから、日常的に密接に連携する必要があるものと考えます。御指摘のような同一の研修への参加機会の確保など、幼稚園、保育所及び学校との連携構築のため、随時又は不定期に実践していることもありますが、その更なる推進の在り方につきましては、現場職員の負担面等に配慮しつつ、現場職員の意見も踏まえながら検討してまいります。</p>
62	⑫	<全体>	<p>本計画案には、島本町の子育て施策としてどのような方向性を持っているのかがどこにも現れていません。本町の子育てにどのような特色があり、どのような理念でどのような理想を目指して本町の子育て環境を整えていくつもりなのか、が読んでいてまったくわからない。この計画案に書かれているのは、ふわふわして具体性のない文章か、子供を収納するための箱のことだけです。目標のない計画は作る意味がありません。</p>	<p>《子育て支援課》 本計画の理念等の概要につきましては、第3章の「1 基本理念」から「5 施策の体系」までに記載しているとおりでございます。 また、本計画の構成上、重要施策（実施項目）に基づく一つ一つの詳細な取組事項までは記載しておりませんので、御理解願います。</p>
63	⑬	<その他>	<p>資料に機種依存文字をいれないでほしい。 コピペしたら「機種依存文字は使えない」と怒られた。</p>	<p>《子育て支援課》 このたびは御不便をお掛けしましたとともに、御不快なお気持ちにさせてしまいまして、申し訳ございませんでした。 頂いた御意見につきましては、今後の資料作成の参考とさせていただきます。</p>

意見番号	提出者番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
64	⑬	<p>&lt;1ページ&gt; 第1章 1 計画策定の趣旨 &lt;4ページ&gt; 第2章の1(1) ② 自然・社会増減の推移</p>	<p>下記の整合性が取れていない。 1ページ、1 計画策定の趣旨 「(前略)近年では、女性の社会進出が進み、待機児童の慢性的な発生が課題となる(後略)」 4ページ、自然・社会増減の推移 「(前略)住宅開発に伴う、転入者の大幅な増加によるものです。」 保育需要の増加と住宅開発による人口増は比例している。 誤解を招く文章である。</p>	<p>《子育て支援課》 「誤解を招く」とは、1ページ目に記述する待機児童の発生要因として、4ページ目に記載する「転入者の大幅な増加」(保育需要の増加と比例関係にある。)が含まれていないことから、その要因の全てが「女性の社会進出」にあるという誤解を与えるおそれがあり、記述内容の整合性が取れていない、という御指摘であるとの理解の下で述べさせていただきます。 1ページ目の御指摘の部分につきましては子ども・子育て支援に関する国の概況について言及し、4ページ目の御指摘の部分につきましては町の人口動態について言及しているものでありますので、両ページの記述内容は、整合性が取れていると認識しております。</p>
65	⑬	<p>&lt;9ページ&gt; 第2章の1(3) ④ 小学校の児童数</p>	<p>小学校の児童数について 「第一小学校及び第二小学校はほぼ横ばいで推移し、第三小学校は年々児童数が減少しています。」とあるが、第三小学校は百山が学区から外れて二小校区になっている。また、前述にも関わらず、第二小学校の児童数が横ばいの方が問題があると思われる。学区の変更を考慮せず、誤解を招く文章である。</p>	<p>《教育総務課》 御指摘の箇所は、平成26年度から令和元年度までにおける小学校別の児童数の推移に関する事実を端的に述べたものであり、その内容に特段の問題はないと認識しております。</p>
66	⑬	<p>&lt;20ページ&gt; 第2章の3(2) ③ 放課後の過ごし方について(小学生) &lt;46ページ&gt; 第4章の4 ② 放課後児童健全育成事業(学童保育室)</p>	<p>放課後の過ごし方について(小学生) 放課後児童健全育成事業(学童保育室) ニーズ調査では何年も前から学童保育の6年生までの利用と、一時利用を求める声が多い。にも関わらず、ニーズに応じてこなかった経緯がある。資料上でも具体策が書かれておらず、期待が持てない。</p>	<p>《子育て支援課》 今回のニーズ調査において、学童保育室の利用希望学年を6年生までと回答された世帯の割合が最も高く、また、前回調査よりもその割合が増えている点につきましては、御指摘のとおりです。しかしながら、本計画期間における高学年児童に対する学童保育室の提供体制につきましては、第4章の4②に記載しておりますとおり、引き続き4年生までの受入れを継続することを基本とし、必要に応じて対象学年の引上げについて検討してまいります。 なお、高学年児童に係る放課後対策につきましては、まずは、小学校の校庭開放の拡充により対応してまいります予定でありますので、何とぞ御理解賜りたいと存じます。</p>
67	⑬	<p>&lt;51ページ&gt; 第5章の1 重点施策1 教育・保育環境の整備</p>	<p>重点施策1 教育・保育環境の整備 未耐震の公立学校がある。設備の充実の前に、命の危険を除く方が先決。こちらも具体策が書かれていないので方針が見えない。</p>	<p>《教育総務課》 「基本目標5 安全で安心して子育てができる環境の整備」として包括して記載しており、耐震等に係るスケジュールや安全確保策の詳細につきましては、個別事業ごとの実施計画・方針において定めることとして考えております。</p>
68	⑬	<p>&lt;52ページ&gt; 第5章の1 重点施策2 就学前の教育・保育内容の充実</p>	<p>重点施策2 就学前の教育・保育内容の充実 認定こども園への保育サービスに対する行政の関わりが見えない。初めての試みで公立保育所に比べて保育サービスの低下が懸念されている中、どのように保護者・住民の不安を払拭するのか見えない。</p>	<p>《子育て支援課》 民間認定こども園を整備するに当たっては、その整備・運営事業者を町が公募により選定しており、さらに、その選定は、学識経験者等で構成する社会福祉施設等整備審査委員会の審査を踏まえた上で行っております。この手続により、運営面、保育内容面等において一定の水準を満たし、かつ、応募事業者の中で最も優れりと認められた事業者により施設が設置・運営されるよう図っております。また、民間事業者が運営する施設が町内に加わることにより、町の保育サービスの内容の幅が広がって保護者の様々なニーズに応えることができるようになり、また、互いのノウハウを吸収することで町の保育サービス全体の向上にも寄与することが期待できるものと考えております。 なお、施設が保護者及び地域住民の方々に対し開かれたものとなるよう、公募要項の中に、運営条件として、保護者との交流、地域活動への参画等に関することを盛り込み、保護者及び住民の信頼獲得に努めていただくよう図っております。</p>

意見 番号	提出者 番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
69	⑬	<52ページ> 第5章の1 重点施策3 放課後の居場所の充実	重点施策3 放課後の居場所の充実 子どもの遊び場は明らかに少ない。居場所の充実を謳うなら、まずは居場所を作るべきなのではないかと思う。また公園には異年齢の子どもが入り混じってそれぞれ遊ぶ。画一的な対策は立てられないはず。何にせよ具体性が今一つ見えない。	<p>《都市整備課》 今後の公園の在り方につきましては、開発事業などの新設をはじめ、様々な年齢層に応じた地域特性を生かした整備が必要であると認識しており、御利用される皆様に親しんでいただけるような公園整備を目指してまいります。</p> <p>《子育て支援課》 放課後に安全で安心な子どもの活動場所を確保することなどを目的として、各小学校で実施している校庭開放につきましては、実施方法の見直しにより、令和2年度から実施日数の拡充を図ることとしております。</p>
70	⑭	<36・37ページ> 第2章 5 課題のまとめ	<p>子ども子育て支援事業に関するニーズ調査の膨大な量の自由回答の意見は、この課題のどこに反映されているのでしょうか？</p> <p>アンケート調査ではA4で75ページ分の自由回答が寄せられていました。ここには、行政が問いをつくって選択肢から選ぶことからは見えてこない、保護者の生の声、この町独自の課題が詰まっているはずですが、しかし、残念ながら36-7ページの課題にはそれが反映された形跡がみられません。これに対し行政は、内容が多岐に渡るのでどこにどう反映したか示すのは困難、というかもしれません。しかしそれは、これだけの熱意（失意）をもって行政にわざわざ訴えている保護者の方々にあまりにも失礼で不誠実な対応ではないでしょうか。</p> <p>例えば高槻市では、自由意見を項目ごとにまとめた上で、同じような意見があればそれを数値化し反映する工夫をしているそうです。島本町も項目ごとにまとめるだけでなく、そこからなんらかの課題を引き出すべきでしょう。</p>	<p>《子育て支援課》 「課題のまとめ」につきましては、第一期計画における実績を踏まえ、本計画の策定に当たって留意すべき事項を課題としてまとめたものとなります。このため、自由回答で頂いた御意見は、本項目には反映しておりません。また、本計画に関しましては、本計画において設定する施策的課題を「基本理念」、「基本目標」及び「重点施策（実施項目）」の3つの項目に体系化しております。これら基本理念等につきましては、ニーズ調査の自由回答で頂いた多くの御意見の内容も踏まえつつ、それらを昇華したものとなっております。しかしながら、その内容等から、頂いた御意見の全てを本計画に反映することは難しく、また、本計画の構成上、一つ一つの詳細な取組事項までは記載しておりません。このため、各御意見について、本計画のどの部分にどのように反映し、また、いかなる理由により反映しなかったのかに関し、これらを逐一明示することは大変困難でありますので、何とぞ御理解賜りたいと存じます。なお、構成等の都合により本計画に反映し得ていない御意見につきましても、その一つ一つを住民の皆様からの貴重な生のお声として傾聴し、総合的な判断の下、各所管課における今後の施策の推進や日頃の事務事業の見直し・改善のために役立ててまいります。</p> <p>なお、御指摘いただいた、自由意見の計画への反映手法の工夫につきましては、今後、他市の事例を研究してまいります。</p>
71	⑭	<36・37ページ> 第2章 5 課題のまとめ	<p>島本町は近年、通常では考えられないような不安を保護者の方に強いています。</p> <p>例えば…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園が突然半年後に閉園になるかもといわれたり、</li> <li>・保育施設でもないところで保育をするといわれ、命か、なじんだ保育施設かの選択をせまられたり、</li> <li>・大阪府の公立小中学校で耐震化ができていない最後の棟の校舎で、安全確保策もまともにとられていない校舎に毎日子どもを通わせて不安な思いをさせたり（そもそも児童の命を危険にさらしている）、</li> </ul> <p>これは地震があったからどうという話ではなく行政と議会が保育や教育を後回しにしてきた不作為の結果です。</p> <p>せめてこのような惨状を引き起こした理由を分析してください。</p> <p>そして36ページの課題には、後回しになった子育て環境への対応を全力で、早急に取り戻す、とかくべきでしょう。どの町にでもある通り一遍の課題ではすまされない子育て環境の問題がこの町にはあります。そこを正しく認識し、課題としてとらえ分析し、行政として適切な対策をとってください。</p>	<p>《子育て支援課》 教育・保育施設に係る各施策事業につきましては、町を取り巻く社会情勢、財政状況その他の事情、他の施策事業の実施の在り方等を、中・長期的な視野に立ちながら総合的に分析・検討し、適切に判断しながら進めてまいりました。しかしながら、事業を実施していく中で、当初の計画どおりに進めることができなかつたために計画を余儀なく変更せざるを得ないなど、一部の事業につきましては、関係者の皆様に多大なる御不安と御負担をお掛けすることとなりましたことを改めて深くお詫び申し上げます。</p> <p>教育・保育施設に関し喫緊の課題である第四保育所及び第三小学校の耐震対応につきましては、現在、その速やかな解消に向けて、それぞれ工事等の必要な作業を鋭意進めているところでありますので、何とぞ御理解賜りたいと存じます。</p>

意見番号	提出者番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
72	⑮	<44～50ページ> 第4章 3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	事業計画であっても数値目標や、達成度合いが推し量れるような基準が必要だと考えます。現在の計画だと、加速化方針の部分は箱ものづくりの計画として数値が確定していますが、ほかの部分についてはそういう設定がありません。これでは、また5年後、その時点でのアンケートとその時点での数値を並べるだけで、反省もなにも生まれません。ふわふわした不確定要素と表現だけで埋める計画ではなく、目標値をきちんと設定した計画にしてください。	<p>《子育て支援課》</p> <p>本計画のうち、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る需要量（量の見込み）及び供給量（提供体制）に係る数値目標につきましては、第4章の3及び4に記載のとおりであります。他方、当該数値目標以外に係る事項につきましては、第5章「施策の展開」に記載するとおりであります。内容によっては数値化しにくいものを含んでいることから、本章では統一して目標値を設定することはしておりませんので、御理解賜りたいと存じます。</p> <p>なお、できる限り目標値を盛り込むことにより、その目標とする内容の達成度が数値的に分かるという利点があることも承知しております。このため、計画を住民の方にとって少しでも分かりやすいものとするという観点から、今後、他市の事例も参考に、記載方法の工夫の仕方について研究してまいります。</p>
73	⑮	<46ページ> 第4章の4 ② 放課後児童健全育成事業（学童保育室）	46ページの学童保育室の量の見込みを算出する際、西側開発での児童数は見込まれていますか？これまでの説明や住民からの質問では学童児童の急増なども心配されてきました。保育基盤加速化方針では保育率は年々上がっているため各年齢に3%を加算した数値が採用されていました。学童保育のこの数値についてはそういった要因は含まれたものですか。また、各学童保育の人数増加が記載されないと、仮設なのか教室利用なのか、その計画がわかりません。そちらも示してください。	<p>《子育て支援課》</p> <p>御指摘のとおり、令和2年度から令和6年度までにおける学童保育室の量の見込みを算出するに当たっては、島本駅西側地区の開発に伴う児童数を加味した推計人口値及び平成27年度から平成30年度までの各学年の入室児童数を基に、国の定める算出方法により低学年及び高学年の需要量（入室希望見込数）の推計を行っております。</p> <p>また、子ども・子育て支援事業計画は、市町村が定める教育・保育提供区域ごとの幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量及び供給量等について定めることとなっております。本計画では町全体で一つの提供区域として設定していることから、構成上、学童保育室ごとの需要量及び供給量は記載しておりませんので、御理解賜りたいと存じます。なお、本計画に基づく実際の提供体制の確保に当たっては、学童保育室ごとの需要量の推移を踏まえ、新たな整備を要すると認める場合には、その検討を含め計画的に準備し、執行してまいります。</p>
74	⑮	<47・48ページ> 第4章の4 ⑤ 一時預かり事業	在園児対象型以外の一時的預かり保育について、申し込みは実施園に直接電話などで申し込んでいると思いますが、その時点で断られることがなく、希望者は全員預かり保育を受けられているとう結果と目標のようですが、それが明確になるように、一時的預かりの定員も記載してください。また、実施園では、需要数をどのようにカウントしていますか？	<p>《子育て支援課》</p> <p>山崎保育園における一時的預かりの定員は、令和元年度では1日に15人とされていますが、実際の保育士の配置人数や預かる児童の歳児構成等の条件により、必ずしも当該定員を受け入れることができない場合があります。また、当該事業は民間保育所で行われるものであるため、本計画上において定員を明確にすることは、難しいと考えます。なお、当該園では、各日の申込者数は把握しているものの、需要見込数の推計までは行っていないと聞き及んでおります。</p>
75	⑮	<51ページ> 第5章の1 重点施策1 教育・保育環境の整備	公立各所での保育施設では児童数が増加し、庶務や雑務も増えていると思います。事務専門職の人員を配置し、職員の負担を減らすようにしてください。ま他、児童数増改に伴う連絡網、出席確認、預かり保育の支払いなどでも、IT活用を目標に設定してください。	<p>《子育て支援課》</p> <p>町立保育所には、事務専門職として、既に臨時職員の事務補助員を1人ずつ配置しております。</p> <p>保育所運営におけるICTの活用とそれによる職員等の負担軽減の取組につきましては、所管課でも課題として認識しているところであります。なお、第四保育所におきましては、ふれあいセンターで保育を実施するに当たって、登降所手続等を円滑に行うためにICTを導入しました。その利用実績を踏まえ、今後、町立保育所における本格活用について、保育所とも調整の上、検討を進めてまいります。ただし、重点施策としての位置付けにつきましては、他の事項の内容との均衡を考慮し、見送る考えでありますので、何とぞ御理解賜りたいと存じます。</p>

意見番号	提出者番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
76	⑩	<8ページ> 第2章の1(3) ① 保育所等の児童数	「保育入所児童数は、平成26年度の666人から平成30年度の745人と、79人増加している」としか述べられていない。平成26年度666人なのに、定員数は620人分しかなく保育の量の提供不足であり、平成30年は児童数が745人なのに644人しか提供量がない。そのことの深刻さを重大に受け止め保育所整備不足を4年間で行うべきであった。 定員の弾力化で過密保育を漫然と行つて、保育所整備に取り組みなかったことは反省すべきである。	《子育て支援課》 保育施設等の数が十分でないために、定員の弾力的運用による方法のみでは需要に追い付かず、今なお多くの利用希望者の方々に待機していただいていること、また、認可定員を超えての受入れを行っているために一部の保育所では過密の状況になっていることにつきましては、関係者の皆様に多大なる御迷惑と御負担をお掛けし、深くお詫びを申し上げます。 現在、町におきましては、平成30年11月に策定した「保育基盤整備加速化方針」に基づき、保育施設の速やかな整備に向けて尽力しておりますので、何とぞ御理解賜りたいと存じます。
77	⑩	<9ページ> 第2章の1(3) ② 保育所等の待機児童数	「保育所等の待機児童数 待機児童数(保留児童を含む。)は、平成28・29年度の2年間で、33人増加で平成30年度は122人」について、待機率は大阪府ワースト1が続いている。P8で指摘したように平成26年度には保育の量の提供不足が明らかになっており、町内で大型マンションが建設され、その後も大型高層マンション建設計画があることがわかっていながら、入所児童が増えることの見通しがなかったのか、問われていることではないか。	《子育て支援課》 町におきましては、その時々状況を分析した上、総合的な判断に基づいて町政を進めてまいりましたが、その中で、待機児童解消のための対応策につきましては、これを円滑かつ着実に実行することができませんでした。このため、今なお多くの利用希望者の方々に待機していただいている状況にありますが、平成30年11月に「保育基盤整備加速化方針」を策定し、現在、当該方針に基づいて、保育施設の速やかな整備に向けて尽力しておりますので、何とぞ御理解賜りたいと存じます。
78	⑩	<45ページ> 第4章の3 ① 教育・保育の量の見込みと提供体制	「令和3年度以降は、量の見込みに対して十分に対応できるほどの受入体制づくりに努めます。」ということについて、保育の量は提供できることは理解した。しかし町立第4保育所を定員150名から90名に減らしたこと、現施設跡地に建て替えないことについては納得いかない。町立第4保育所の子どもたちはふれあいセンターでの保育を余儀なくされ、不利益を被っている。跡地に150名定員の町立第4保育所を建て、安心して安全で最善の利益を保障した保育環境で過ごせるようにするのが教育委員会の責任ではないか。医療的ケアの必要な子ども、虐待や生活困窮などで十分な養育がされていない子ども、個別な手厚い支援が必要な子どもを受け入れ、役場の他機関と連携して地域の子どもとして育てるための施設として重要な役割を公立保育所は持っている。他の民間園や事業所の保育の質の水準を上げるためにも公立施設は存在している。加えて島本町の子育て支援の拠点施設の役割を果たすことができる。 「島本町保育基盤整備加速化方針」についてパブリックコメント意見を募集しなかった。住民への説明責任および合意形成を図る努力をしなかったことは不作為である。加速化方針については、ふれあいセンター保育については全国で類をみない事例であり、子どもの最善の利益とは程遠い策であること、十分認識していただきたい。 町立第2保育所もいずれ更新の時期を迎える、代替施設もなく、見通しはあるのか。第2保育所の更新も視野に入れ、跡地に第4保育所(定員150名)を建てることを強く望む。	《子育て支援課》 未耐震で、建設から40年余りが経過していた第四保育所の旧施設につきましては、運営しながら耐震補強工事を行うことが困難であったため、仮施設に一時移転した上で耐震対応を講ずる必要がありました。そして、児童の安全面及び負担面を考慮し、仮施設に移る時期及び新築施設に再度移る時期をできる限り早くすることができる方法を総合的に検討しました結果、ふれあいセンターへの一時移転と役場前駐車場への移転新築による方法という結論に至りました。 ふれあいセンターでの保育の実施につきましては、類例のない取組でありましたことから、整備を進めるに当たっては、保育所の職員や保護者、子ども・子育て会議委員等の関係者から意見を聴き取り、それらの意見を可能な限り整備に反映することにより、利用する児童及び保護者並びに職員にとってより良い環境となるように努めました。 町の保育水準の維持・向上につきましては、今後も、町及び事業者の連携協力を密にし、それぞれの強みをもって相互に補完し合うことにより、町及び事業者が一体となって取り組むよう努めてまいります。 「保育基盤整備加速化方針」につきましては、新規住宅開発により令和元年中に新たに800戸近い入居が見込まれたことなど、更なる就学前人口の増加が見込まれ、保育基盤の更なる拡充を今まで以上に加速して進めていかなければならない「緊急事態」と言える状況であったこと、また、大阪府北部地震の発生により先鋭化した第四保育所の耐震対応も早急に講じなければならない状況となったことを踏まえ、事態の迅速な緩和及び解消のために早急に事務を進めていく必要があると認められたことから、パブリックコメントの手続を経ることなく、策定を行ったものであります。 第二保育所の建て替えにつきましては、現時点において、具体の検討は行っておりません。
79	⑩	<45ページ> 第4章の3 ① 教育・保育の量の見込みと提供体制	1号認定については、令和2年～6年まで供給不足となっている。公立幼稚園を1園廃止の影響が生じている。公立幼稚園4歳児の希望者全入に支障が出る可能性があり、次年度の当初には十分な説明が必要である。	《子育て支援課》 町立幼稚園につきましては、入園希望者が年々減少しており、令和2年度においては、定員102人に対して、希望者が49人の見込みとなっております。現状を鑑みますと、町立幼稚園を希望される方全員の受入れは、可能であると見込んでおります。



意見 番号	提出者 番号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
80	⑩	<p>&lt;68ページ&gt; 第5章の6 重点施策4 (8) 認定こども園、幼稚園及び保育所での支援保育（支援教育）</p>	<p>「認定こども園、幼稚園及び保育所での支援保育（支援教育）」について支援を必要とする児童に対する適切な支援を充実させる保育体制の強化を図り、インクルーシブ教育・保育の充実を促進します、というならば第4保育所を跡地に建て、支援保育機能を充実させること。</p>	<p>《子育て支援課》 町内保育所等における支援保育体制の強化につきましては、現在未実施の施設において、人員体制上実施が可能となる環境が整い次第、順次移行していくことにより、町内全体での機能の充実を図ってまいります。</p>